

鶴岡市農業委員会第14回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年1月16日(木) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	2番 阿部 晃士 3番 石塚 治己 4番 佐藤 晃 5番 荻原 優太 6番 松本 典子 7番 鈴木 敏徳 8番 田澤 幸弘 9番 佐藤 泰仁 10番 原田 政幸
出 席 推進委員	1番 渡部 信子 2番 齋藤 靖 3番 須田 進二 4番 齋藤 潤子 5番 小南 賢史 6番 榎本 勝 8番 長谷川 浩之 9番 佐藤 圭介 10番 野村 仁 12番 小林 節徑 15番 本間 長志 16番 伊藤 貢
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	1番 五十嵐 寛委員、 7番 吉住 喜之推進委員、 11番 池田 賢成推進委員、 13番 田村 亮真推進委員、 14番 佐藤 宣夫推進委員
事 務 局	局長 伊藤 幸 局長補佐 黒井 布美 主査 坂田 英勝 調整専門員 伊藤 淳 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室調整専門員 奥井 智絵
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、1番 五十嵐 寛委員、7番 吉住 喜之推進委員、11番 池田 賢成推進委員、13番 田村 亮真推進委員、14番 佐藤 宣夫推進委員、遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第14回西部農地部会を開会いたします。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、2番 阿部 晃士委員、3番 石塚 治己委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは、報告事項に入らせていただきます。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、報告第4号 農地法第5条の規定による届出について、報告第5号 農用地利用集積等促進計画の許可について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》 (説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》 (説 明)《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》 (説 明)《報告第4号 農地法第5条の規定による届出について》 (説 明)《報告第5号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項ではありますが、質問等はありませんか。
	(発言者なし)
議 長	なければ、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	それでは担当委員から現地調査報告を、鶴33からお願いします。8番 田澤 幸弘委員。
8 番 委 員	8番 田澤です。鶴33の案件ですが、親子間の経営移譲に伴う貸借契約の期間満了による再設定ですので、問題はないと判断いたしました。
議 長	次に、鶴34を、9番 佐藤 泰仁委員。
9 番 委 員	9番 佐藤です。鶴34の案件ですが、親子間の貸借権の移譲で、期間満了に伴う再設定であります。受人も集落での担い手として営農としており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断しております。
議 長	次に、温海、16番 伊藤 貢推進委員。
16 番推進委員	推進委員 16番 伊藤です。温8の案件ですが、現地は前回の合意解約で貸人に戻った農地ですが、借人が決まった為貸借の手続きを進めるものです。借人が耕作している農地に近く、引き続き水稻作付の予定もあり、問題はないと思います。 続きまして、温9,10ですけれども、現地は1年前の合意解約で貸人に戻っていた農地ですが、今回借人との契約が決まり、貸借の手続きを進めるものです。周辺には、借人が耕作している農地も多く、現地の農地も引き続き、水稻作付の予定であり、問題はないと思われます。以上です。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について≫
議 長	それでは5条案件ですので、担当委員の現地調査報告を、鶴8からお願いします。12番 小林 節徑 推進委員。
12番推進委員	推進委員12番 小林です。鶴8の案件ですが、申請地は、共同駐車場南で、もともと資材置き場に使っていたところの拡張で、温泉街の旅館及び住宅等に隣接している宅地化が進んでいる地域であることから三種農地と考えられる為、許可相当と判断します。続きまして、鶴9についてですが、親戚所有の農地を使用貸借により転用するものです。農地状況としては、申請地に上下水道が整備されている医療教育施設等が建設できないことはないの、三種農地と考えて、許可相当と判断しております。以上。
議 長	次 鶴10、3番 石塚 治己委員。
3番委員	3番 石塚です。申請地は県道三瀬水沢線沿いにある土地で、佐藤工務が伐採のために一時転用で利用している土地の隣の田んぼです。申請地は三瀬から丸山に行くところの県道の上側にあり、そこは渡人の田んぼしかないの、農振農用地ではありますが、一時転用としての利用であり周辺農地等への影響はないものと考えております。よって許可相当と判断しております。以上です。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について≫
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。8番 田澤 幸弘委員。
8番委員	8番 田澤です。鶴13の案件ですが、住所が同じですが、親子関係でしょうか。
事 務 局	住所が同じですが、別世帯です。
議 長	他にありますでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。これをもちまして、第14回西部農地部会を閉会いたします。
	閉 会 午後1：55
	議 長 原 田 政 章 議 事 録 署名委員 阿 部 晃 士 議 事 録 署名委員 石 塚 治 己